産前産後期間の 国民健康保険料が免除されます



問保険年金課 ☎443-2065

子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援のため、令和6年1月から、国民健康保険に加入している方が出産した場合、産 前産後期間相当分(4カ月分)にかかる国民健康保険料の所得割額と均等割額を免除します。

対象

国民健康保険被保険者で、出産日が令和5年11月1日以降(**)の方 (※)妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含む)。

免除期間

- ・ 出産予定月の前月から出産予定月の翌々月相当分が減額されます。 ※出産後に届け出する場合は、出産月の前月から出産月の翌々月相当分が減額されます。
- ・ 多胎妊娠の場合は出産予定月の 3 カ月前から 6 カ月相当分が減額されます。
- 令和5年度は産前産後期間のうち、令和6年1月以降の期間の分だけ保険料が減額されます。
- 保険料の免除が認められた場合、先に払いすぎた保険料を還付します。

届出方法

出産予定日の6カ月前から、郵送または直接、保険年金課(〒930-8510 新桜町7-38:市役所1階)へ。 ※届け出には、届出書と母子健康手帳(出産後は母子の戸籍抄本でも可)が必要です。 ※届出書は保険年金課にあるほか、市ホームページ(M1014338)からもダウンロードできます。

「物流の2024年問題」をご存じですか



問商工労政課 ☎443-2070 **問環境政策課 ☎443-2053**

働き方改革関連法の施行により、2024年4月1日以降、トラックドライバーなどの時間外労働の上限が年間960時間とな り、必要な対策を講じなければ輸送力が不足し、物流が停滞する懸念があるとされています。トラックドライバーなどの労 働環境の改善と生産性向上による物流の持続との両立が喫緊の課題です。できることから始めてみましょう。

消費者の皆さんへ

再配達の削減はトラックドライバーなどの負担を軽減 するだけでなく、CO₂削減にもつながります。インター ネット通販を利用する際などは、ゆとりを持った配送日時 を指定するなど、ご理解ご協力をお願いします。

<具体的な取り組み>

- 荷物を確実に受け取れる日時の指定、置き配の活用
- ・コンビニエンスストアや、職場での荷物の受け取り
- ・宅配ボックスの利用 など

荷物を送り出す企業の皆さんへ

トラックドライバーに長時間の荷待ちをさせないよう 努めるほか、安全な運転時間が確保できるような発注をお 願いします。また、事前通知のない荷物の積み降ろし作業 の依頼はやめましょう。

<具体的な取り組み>

- ・積載場所を分散し、1カ所あたりの車両台数の減
- ・パレットを用いることで、荷役作業時間の短縮
- ・納品時間の指定の柔軟化 など

農業用物価高騰に対する補助金を交付します

問農業水産課 ☎443-2083 問農林事務所農業振興課 ☎468-2449

燃料・肥料・飼料の価格が高止まりしています。農業者 が次年度の作付けに向けて営農を継続できるよう、肥料 などの価格上昇の一部を補助します。昨年と交付単価を 変更しています。詳細は市ホームページ(№1010614)をご 覧ください。

対象

市内の農業者のうち、来年も農業を継続 する方



申請方法

市内農業協同組合に農作物等を出荷されている方

農業協同組合を通して案内がありますので、案内に従って 申請手続きを行ってください。

市内農業協同組合に農作物等を出荷していない方

2月29日休までに、交付申請書などを、郵送または直接、 農業水產課(〒930-8510 新桜町7-38:市役所4階)、農林 **事務所農業振興課**(〒939-2293 高内365:大沢野会館別館 2階)へ。申請書は各申込先にあるほか、市ホームページ(№ 1010614)からもダウンロードできます。



のお知らせ

間保険年金課 ☎443-2067 間各行政サービスセンター

大沢野☎467-5811 大山☎483-1214 八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

圖富山年金事務所 ☎441-3926

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です

老後の生活を保障する「老齢年金」のほか、病気や事故で障害が残ったときの「障害年金」や、家族の働き手が亡くなったとき に受け取ることができる「遺族年金」があります。

日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせします

20歳になってから2週間程度で、「国民年金加入のお知らせ」、「基礎年金番号通知書」、「国民年金保険料納付書」などが届きます。

- ※ 2 週間程度経っても届かない場合は、問い合わせてください。
- ※20歳直前で国外に転出される方は、富山年金事務所に連絡してください。
- ※20歳になったときに、厚生年金に加入している配偶者の扶養になっている 方は、配偶者の勤務先で、第3号被保険者の手続きをしてください。

「基礎年金番号通知書」は、大切に保管してください

保険料納付の確認や年金の手続きの際に必要です。なお、厚生年金の被保 険者だった方や障害・遺族年金を受給している方(していた方)には送付さ れません。

退職(失業など)された方や学生の方など、経済的に保険料を納めることが 困難な場合は、問い合わせてください

国民年金の被保険者は次の3種類です

第1号被保険者

自営業、学生など



第2号被保険者

65歳未満の 会社員や公務員など



第3号被保険者

第2号被保険者に 扶養されている配偶者



確定申告などで必要な書類となりますので、大切に保管してください

国民年金保険料控除証明書

国民年金保険料は、当年中に納付した全額が「社会保 険料控除」の対象となります。

確定申告などで社会保険料控除を受けるには、国民年金保険料を納付したことを証明する「国民年金保険料控除証明書」の添付などが必要です。なお、この控除証明書は、令和5年11月に日本年金機構から被保険者へ送付されています。

※令和5年10月3日以降に国民年金保険料の納付を開始 された方には、2月上旬に送付されます。

公的年金等の源泉徴収票

令和5年中に老齢または退職を支給事由とする年金を受給された方には、日本年金機構から「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」が1月末までに送付されます。

この源泉徴収票は、令和5年中に支払われた年金額と、年金から差し引かれた所得税額や介護保険料額などをお知らせするものです。

控除証明書に関する問い合わせ

ねんきん 加 入 者 ダイヤル **☎**0570−003−004

※050から始まる電話の場合は、 ☎03-6630-2525へ。

受付時間 月~ 金8:30~19:00

第2出9:30~16:00

※ (第2 出を除く)は利用不可。

公的年金等にかかる源泉徴収票に関する問い合わせ

日本年金機構富山年金事務所

☎441 − 3926

富山年金事務所への年金相談の際は、事前予約をお願いします (受付期間:希望日の1カ月前から前日まで)。 ※予約の際、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

日本年金機構ホームページ https://www.nenkin.go.jp/ 国民年金の加入と保険料 の案内はこちら



マイナポータル からも 受け取れます

マイナポータルからねんきんネットを利用している方は、国民年金保険料控除証明書は令和5年10月から、公的年金等の源泉徴収票は令和6年1月中旬から、電子データでも受け取ることができます。詳細は、ホームページをご覧ください。



ホームページ